

法科大学院認証評価（予備評価）申請手続について

平成17年度に機構の予備評価を希望する場合は、「法科大学院認証評価（予備評価）申請要項」に基づいて申請手続を行っていただくこととなります。
この要項は、機構が認証評価機関として認証された場合、申請書様式も含め、速やかに各大学に通知するとともに、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）に公開します。

1. 申請手続の流れ

平成17年 1月 申請



- ・評価を希望する法科大学院を置く大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成17年1月末までを予定しています。

平成17年 2月 申請受理通知書の送付



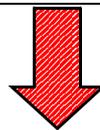
- ・各法科大学院を置く大学からの申請受付後、機構は、申請大学に対し「申請受理通知書」を送付します。

平成17年 4月～6月末 評価手数料納入手続



- ・平成17年4月に、機構から評価対象法科大学院を置く大学に対し評価手数料の請求書を送付します。
- ・評価対象法科大学院を置く大学は、平成17年6月末までに機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成17年 7月 評価の着手



- ・機構は、法科大学院を置く大学が作成した自己評価書の提出及び評価手数料の納入を確認後、評価に着手します。

平成18年 3月 評価の完了

- ・機構は、平成18年3月までに評価を完了し、評価対象法科大学院を置く大学に対し評価報告書を送付します。

申請手続の内容及び様式については、現在検討中であり、若干の変更もあり得ます。

2. その他留意事項

- (1) 平成17年度に予備評価の申請が可能な法科大学院を置く大学は、既に平成16年度に設置されている法科大学院を置く大学とします。
- (2) 評価手数料については、次のとおりです。

評価手数料については、現在概算要求中であり、未定です。政府予算決定後に確定します。

概算要求時における評価手数料の予定額
本 評 価 350万円

予備評価及び追評価に係る手数料は別に定めます。